

令和7年度 入善町における障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進に資するため、町が行う物品及び役務（以下「物品等」）の調達に際し、障害者就労施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、町の全組織が物品等を調達する場合に適用する。

3 調達対象施設等及び物品等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第2条第4項に規定する障害者就労施設等（以下「施設等」という。）（別記1）とする。

また、対象とする物品等は、施設等が供給するものとする。（別記2）

4 基本的考え方

- (1) 施設等の受注の機会の増大を図るため、予算の適正な執行に留意しつつ、物品等の調達に関する他の施策との調和を図りながら、優先的に施設等から物品等を調達するよう努める。
- (2) 全庁をあげて、可能な限り幅広い分野からの調達に努める。
- (3) 施設等に対し、物品等の品質向上や新商品開発のほか、物品等に関する情報の提供や供給の円滑化などについて主体的な取組を促す。

5 調達の目標

予算の適正な使用、契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、物品及び役務のそれぞれについて、前年度の調達実績を上回ることを目標とする。

（参考）

（単位：円）

	物 品	役 務	合 計
令和5年度調達実績額	0	499,000	499,000
令和6年度調達実績額	0	497,250	497,250

6 調達の推進方法

- (1) 施設等が供給できる物品等については、施設等から提出された情報をもとに各組織に情報提供を行うものとする。
- (2) 町の各機関は、物品等を調達する際、地方自治法施行令や町財務規則など関係規定に従い、可能な限り随意契約制度を活用し、施設等からの物品等の調達に努める。
- (3) 町の各機関は、物品等の調達にあたり、施設等の障害特性等に留意した納期を設定するなどの配慮をする。

7 調達実績の公表

年度終了後に、速やかに調達の実績を集計し、その概要を町のホームページへの掲載等により公表する。

8 その他

町立施設の指定管理者や町からの出資法人等に対し、施設等からの物品等の調達について協力を求める。

別記1 障害者就労施設等

(1) 障害者総合支援法に基づく事業所・施設等

- ①就労移行支援事業所
- ②就労継続支援事業所（A型・B型）
- ③生活介護事業所
- ④障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- ⑤地域活動支援センター
- ⑥小規模作業所

(2) 障害者を多数雇用している企業

- ①障害者雇用促進法に基づく特例子会社
- ②重度障害者多数雇用事業所

※重度障害者多数雇用事業所の要件

- ・障害者の雇用者数が5人以上
- ・障害者の割合が従業員の20%以上
- ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上

(3) 在宅就業障害者等

- ①自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
- ②在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

別記2 調達の対象とする物品等

物 品	事務用品	筆記具、事務用具、封筒など
	食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、加工食品、菓子類、野菜、飲料など
	小物雑貨	衣類・身の回り品・装身具など
	その他の物品	机、テーブル、椅子等上記以外の物品
役 務	印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、名刺、封筒などの印刷
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライなど
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理など
	情報処理・テープ起こし	データ入力、テープ起こしなど
	飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店など
	その他のサービス	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、印刷物折りなど